

## 若手奨励賞規定

- 第 1 条 日本眼循環学会（以下「本会」という）は、眼循環研究に関する学術振興を図る目的をもって若手奨励賞を授与する。
- 第 2 条 若手奨励賞は、日本眼循環学会会員で、応募時の年齢が 40 歳以下とする。
- 第 3 条 若手奨励賞の受賞者には副賞を授与する。
- 第 4 条 公募を行い、推薦者は、自薦、他薦を問わない。他薦の場合は、所属長（本会会員に限る）、本会理事または名誉会員とする。
- 第 5 条 受賞者は、再び候補者となることはできない。
- 第 6 条 候補者は、選考を希望する年度の前年度に告示された申込期間内に次の各号に掲げる書類を代表理事に提出しなければならない。
- (1) 履歴書（研究内容の概略 等）
  - (2) 業績目録
  - (3) 主要業績の説明（所定用紙）
  - (4) 推薦状（所定用紙）
  - (5) 代表論文の別刷り コピー 7 部 3 編以内  
（「主要業績の説明」に記載した代表論文 5 編より 3 編以内の別刷りを提出）
- 第 7 条 受賞者の選考には学会賞選考委員会（学会賞規定第 5 条）が兼任する。
- 第 8 条 学会賞選考委員会は、2 名以内の若手奨励賞に相応しい者を選出し、本学会の代表理事に報告する。
- 第 9 条 代表理事は委員会の報告に基づき、理事会の承認を得て受賞者を決定する。
- 2 代表理事は決定後速やかに受賞者及び候補者に結果を通知するとともに、受賞者名を機関誌に公表する。
- 第 10 条 この授与規定（細則）は理事会の承認を経て改変出来る。
- 第 11 条 この授与規定（細則）は 2017 年 12 月 21 日から施行する。